

告 示

埼玉県告示第百五十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 免許の取消しをした年月日
令和二年二月二十五日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
堀越 香津子
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第二八七四四号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第一号による